

2023年度  
一橋大学国際・公共政策大学院  
専門職学位課程  
一般選考 第2次試験(小論文)問題

[公共法政プログラム]

受験番号 \_\_\_\_\_

問題Ⅰ	憲法	-----	1
問題Ⅱ	行政法	-----	2~4
問題Ⅲ	行政学	-----	5
問題Ⅳ	公共政策	-----	6~8

(注意事項)

注意事項は、裏表紙に記載してあるので、この問題冊子を裏返して必ず読んでください。





## 問題 I 憲 法

以下の 2 つの事案において、表現の自由とプライバシーとの調整がいかになされるべきか、最高裁判所の判断にも触れつつ、論じなさい。

① X は傷害事件で有罪となり、3 年間服役した。その後、平穏な社会生活を送っていたが、事件から 20 年後、Y は、X の傷害事件を取り上げたノンフィクション作品を出版し、高い評価を受けた。同作品では、X の氏名が実名で表記されていた。X は、Y に対して、同作品によってプライバシーを侵害され精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求め出訴した。

② X は、インターネット上で Y 社が提供する検索サービスにおいて、自らの氏名と居住する県名を入力すると、10 年前の自身の児童買春の罪での逮捕歴（罰金刑に処せられている）に関する新聞報道などの情報が表示されることに気がついた。X は、Y 社に対して、これら自らのプライバシーを侵害する情報（URL やウェブサイトの表題・内容の抜粋）を、検索結果から削除することを求め出訴した。

## 問題Ⅱ 行政法

Aは、Aの所有する不動産（以下「本件不動産」）において、反復継続して宿泊場所を提供すること（以下「本件民泊提供行為」）を計画した（以下「本件計画」）。Aは、資金を投資して本件不動産の整備をするなどして、本件民泊提供行為をすぐに開始できる状況にある。

Aは、本件計画を遂行するにあたり、本件計画における本件民泊提供行為は旅館業法の「旅館業」（旅館業法2条1項）には該当せず、旅館業法3条1項の許可を得る必要はないと考えていたが、この点を確認するため、本件不動産が所在するB市（保健所設置市）を訪れ、本件計画及び本件民泊提供行為について相談をすることにした（なお、このような事前の「相談」について、旅館業法は特段の規定を置いていない）。Aの相談に対し、B市担当職員は、本件民泊提供行為を行うのであれば旅館業法3条1項所定の許可を受けるよう、Aに対して指導をした。

Aは、B市担当職員から受けた指導にかかわらず、本件計画を遂行するにあたり、旅館業法3条1項の許可を得る必要はないと考えている。この点を明確にしておくために、①現時点においてAが取り得る問題解決のための法的手段にはどのようなものがあるか。また、②その法的手段を講じることができることについてAはいかなる主張をすべきと考えるか。①②について、下記に資料として掲載した条文等を引用・参照しながら論じなさい。

資料は必要に応じて引用・参照すればよく、資料の全てに言及する必要はない。なお、資料を引用・参照する場合には、「・・・と考えられる（〔資料1〕参照）」といった形で、どの資料を論述のどこで引用・参照したかがわかるような形で記述しておくこと。

### [資料1] 日本国憲法

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
（以下略）

### [資料2] 旅館業法

第1条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長・・・）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（以下略）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条第1項の規定に違反して同項の規定による許可を受けないで旅館業を営んだ者（以下略）

#### [資料3] 行政手続法

第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- 六 その他参考となる事項（以下略）

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項（以下略）

〔資料 4〕 行政事件訴訟法

第 3 条 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

（3 項、4 項は省略）

5 この法律において「不作為の違法確認の訴え」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟をいう。

6 この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一 行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにもかかわらずこれがされないとき。（以下略）

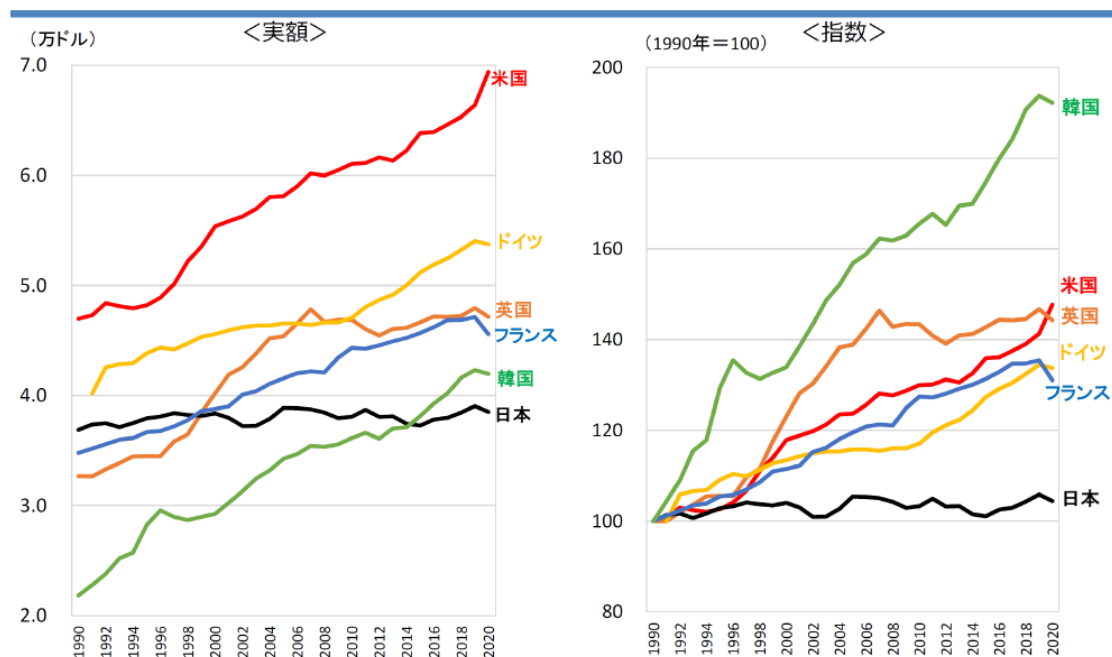
第 4 条 この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

以上

### 問題Ⅲ 行政学

次の図は、1990年から2020年までの平均賃金の推移について、日本・韓国・米国・英国・ドイツ・フランスの6か国を、購買力平価ベースの実績値で実額および指数によって国際比較したものである。これを参考に、①過去30年間の日本の平均賃金推移の特徴とその背景を明らかにした上で、②国家公務員や地方公務員に係る人事管理の今後のあり方に関して、具体的に論じなさい。

平均賃金の国際比較



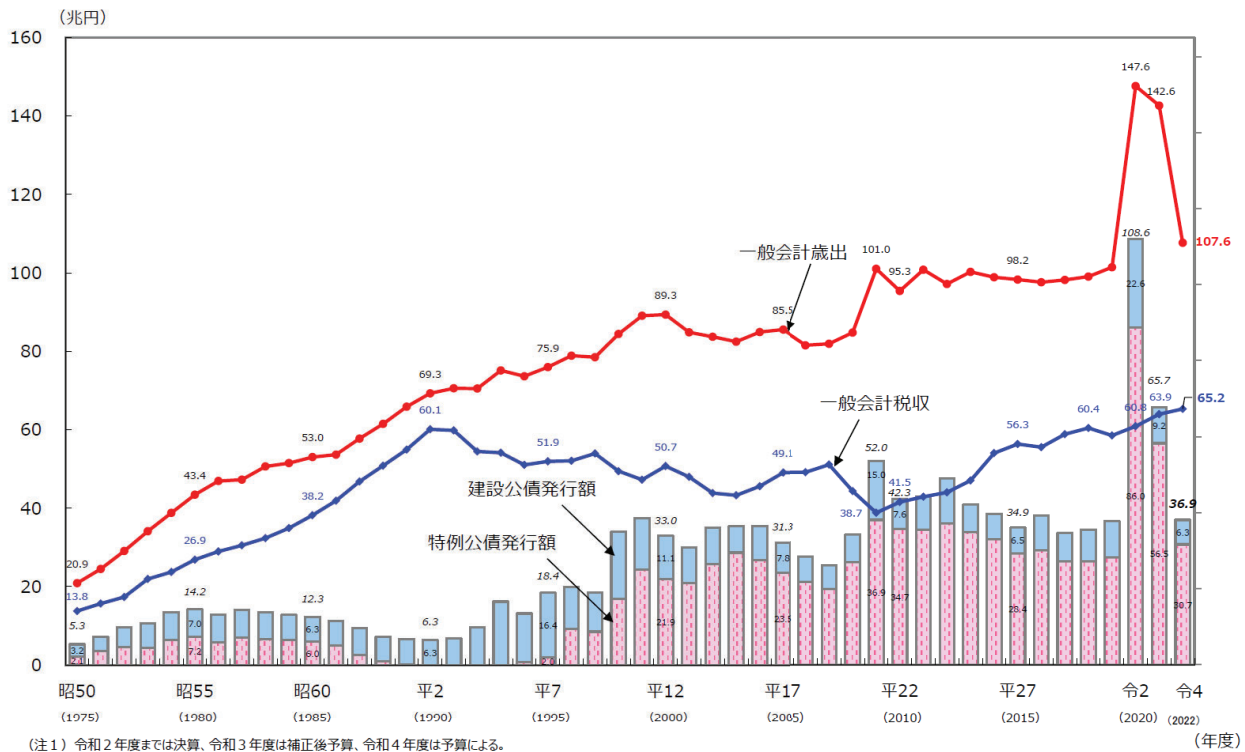
(出典) OECD database  
 (注) 購買力平価実績ベース。ドイツのみ1991年以降の数値。指数はドイツのみ1991年=100。



## 問題Ⅳ 公共政策

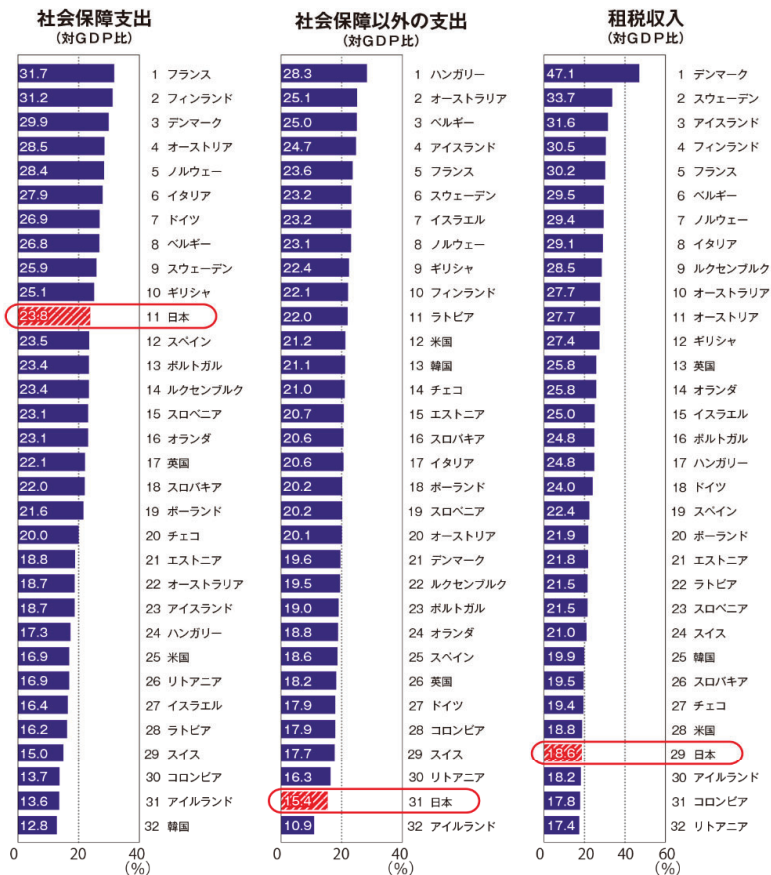
次の資料は我が国の財政の状況について政府が作成したものである。これらを参考に、国の財政運営の今後のあり方について、歳入・歳出双方の観点から論じなさい。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

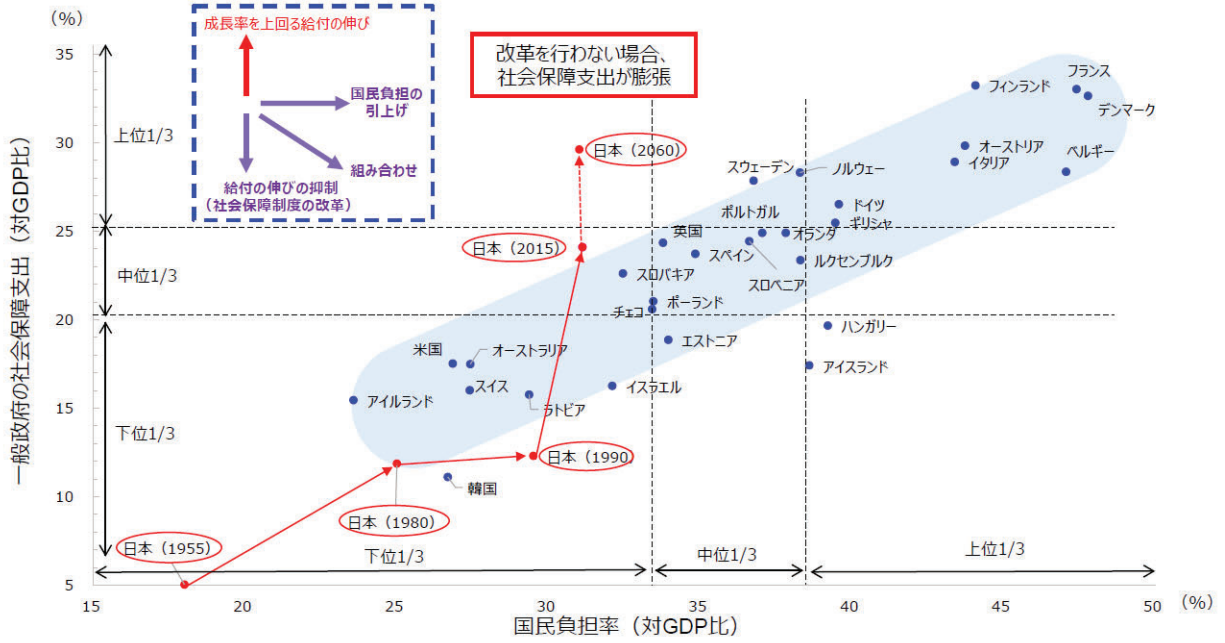


財務省ウェブサイト ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/003.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.pdf)) より抜粋

受益と負担のバランスの国際比較



財務省ウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/zaisei/reference/reference-02.html>) より抜粋



(出所) 国民負担率: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", 内閣府「国民経済計算」等。  
 社会保障支出: OECD "National Accounts", 内閣府「国民経済計算」。ただし、1955年の日本の値については国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における社会保障給付費。  
 (注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。(注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。  
 (注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

令和 4 年財政制度等審議会資料 ([https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/fiscal\\_system\\_council/sub-of\\_fiscal\\_system/report/zaiseia20220525/04.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20220525/04.pdf)) より抜粋・加工





## 注意事項

- (1) 問題 I から問題 IV の中から、1つの問題を選択し解答してください。
- (2) 解答用紙の記入については、別紙「解答用紙記入上の注意」をよく読んでください。
- (3) 問題冊子、解答用紙及び下書用紙には、受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 問題冊子、解答用紙、下書用紙及び「解答用紙記入上の注意」は、試験室から持ち出さないでください。
- (5) 受験票は机の上においてください。
- (6) 受験票と筆記用具、時計以外のものは机の上に出さないでください。
- (7) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (8) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (9) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (10) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。